

報告第 1 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 月 14 日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和6年12月20日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定めることについて

1 相手方 白井市職員1名（令和6年3月31日退職）

2 事案の概要

令和5年度に支給すべき給与（扶養手当）について、給与計算システムを誤操作したことにより一時期未支給となっていたことから、不足分を追加で支給するに当たり遅延損害金が発生したものの。

3 損害賠償の額 金525円